

保護者の皆様

京都近畿情報高等専修学校

校長 審田 敏清

感染症における出席停止について

平素は本校教育に、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、医療機関で出席停止期間証明書に示す感染症と診断された場合の処置といったしましては、感染症の流行を予防するために、学校保健安全法第19条の定めるところにより、出席停止の措置を行います。

出席停止となった期間は「生徒指導要録」の「出席の記録」に、“出席停止・忌引等の日数”として記録され“欠席日数”には数えませんが、本校所定の出席停止期間証明書、または医療機関の発行する診断書の提出が必要となります。

※ 出席停止期間証明書は本校のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

※ 診断書や出席停止期間証明書は、受診される医療機関によって、有料な場合や本校所定の出席停止期間証明書が使用できない場合もありますので、主治医にご確認ください。

※ 「その他の感染症」に診断された場合につきましては、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発症・流行の様態等を考慮の上、出席停止に該当するかどうかを判断いたしますので、お手数ですが学校までお問い合わせください。

主治医様

京都近畿情報高等専修学校

校長 寶田 敏清

出席停止期間証明書発行について（お願い）

この度、本校生徒より学校感染症罹患の届けがあり、学校保健安全法第19条で定めるところにより出席停止の措置を行いました。

お手数ですが、下記の証明書に必要事項をご記入いただき、本校生徒にお渡しくださいますようお願い申し上げます。

出席停止期間證明書

京都近畿情報高等専修学校

年 組 番 氏名

*該当する感染症名に○印、または記入をお願いいたします。

分類	感染症名と出席停止の期間と基準	
第2種	新型コロナウイルス	発症後5日、かつ解熱した後1日が経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱した後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状（発熱、咽頭炎、結膜炎など）が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他感染症（　　）		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
医師所見		

今回の疾病での自宅療養期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

令和 年 月 日

医療機関名

主治医

印